

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令の発出について

千葉市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という）に基づき、措置命令の発出を行いましたので、お知らせします。

1 処分の対象者

- (1) YAN Y I Z H E イェン イジエ 閔 誼喆（通称 郡司 誠）（千葉市中央区）
(2) やまだ ゆうじ 山田 勇次（千葉市緑区）

2 命令発出年月日

令和7年6月27日（金）

3 命令内容

千葉市緑区誉田町1-1008-1他1筆の土地（約1,300㎡）に堆積されている廃プラスチック類等の産業廃棄物（約2,800㎡）を、人の健康及び生活環境の保全上支障が生じない方法により撤去するとともに、法に定める基準に従い、適正に運搬し、処分すること。

4 命令の履行期限

令和7年12月24日（水）

5 根拠法令

法第19条の5第1項

6 命令発出理由

法第12条第2項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条各号の規定に基づく産業廃棄物の保管基準に違反した状態で、産業廃棄物を堆積・放置していること。保管基準に違反した状態で堆積・放置し、適正保管のための措置を講じなかったことによる産業廃棄物の飛散・流出、崩落のおそれの発生。



令和7年6月20日 正面



同日 堆積物の状況